

## 第 373 回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 9 日（火）午前 9 時 31 分～9 時 42 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 松原市長  
副本部長 平林副市長  
副本部長 柏原教育長  
本部員 石森参与兼子ども家庭部長  
本部員 高橋企画財政部長  
本部員 石橋総務部長  
本部員 鈴木市民生活部長  
本部員 小川福祉保健部長  
本部員 清水環境部長  
本部員 小侯都市建設部長  
本部員 小川議会事務局長  
本部員 上田教育部長  
事務局 富田政策室長  
白石政策法制担当主査

#### 4 欠席者

- 5 議 題 1. 狛江市の行政手続等における押印の見直しに関する方針（案）  
について  
2. その他

#### 6 会議概要

本 部 長 それでは、議題 1「狛江市の行政手続等における押印の見直しに関する方針（案）について」説明をお願いします。

事 務 局 まず、資料「狛江市の行政手続等における押印の見直しに関する方針（案）」に沿って説明する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機として、押印主義等の見直しが求められているところである。押印の廃止が可能となれば、手続における市民の利便性の向上が図れるとともに、事務の効率化にもつながるものと考えている。

見直す対象となる事務は、押印又は署名を必要としている事務で、大きく分けると①市民が窓口等で行う申請等の「行政手続」に関するもの、②市の「内部手続」に関する事務の 2 種類となる。

見直しに関する基準は、①法令や条例等に根拠がない押印は、原則として廃止すること、②市の例規で押印を規定しているものは、押印の役割である本人確認としての必要性を精査し、廃止する場合は改正を行うこととした。

引き続き、押印を求める文書として、契約書、協定書及び覚書等の双方が記名押印を行うもの、法令や国・東京都の制度により押印が求められているものを想定している。また、申請書に添付する本人以外が作成する診断書・意見書・証明書については、その客観性を担保するため、個人であれば署名又は本人確認書類の写しの添付、法人であれば従来どおり記名押印を求めることとする。

庁内の各部や各課の間でやり取りを行うものや職員が行う手続を指す内部手続における押印の考え方については、押印の必要性を精査し、押印を必要としないよう見直すこととする。これらの手続は、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われており、市民や事業者から提出される書類と比べ、厳格な本人確認の必要性は低いものと考えているため、基本的に部長印を含む公印、職員の押印は廃止を進めていくこととする。

市から発出する通知等の文書における公印の扱いについては、市民や事業者と市で行う行政手続の市からの通知等における公印の考え方として、公印については引き続き押印することとし、文書の電子化やペーパーレス化に対応するために、必要に応じて電子公印等も検討しながら、事務の効率化を図っていくこととする。

次に、見直しの流れについて、資料「押印と署名の見直しフロー」に沿って説明する。

まず、押印の見直しについては、「押印を求める趣旨の合理性」を検討する。押印を求める趣旨は、①本人確認、②文書作成の真意確認、③文書内容の真正性の担保の3つである。②文書作成の真意確認は、本人が書いた文書であれば、当然に本人の意思によるものと考えられるため、①の本人確認により、真意の確認が可能となる。③文書内容の真正性は、押印だけで評価されるものではないため、押印の趣旨は、主に本人確認によるところが大きいと考えている。また、押印の効力については、印鑑の種類によって差が生じている。現在、市の手続において市民等に求めている押印は、認印であるものが多く、誰でも簡単に印鑑を手に入れることが可能な状況で、認印の効力は非常に乏しいものと考えていることから、認印については、積極的に廃止を検討すべきものと考えている。さらに、押印を求める趣旨に合理性が認められるものであっても、代替手段によっては、見直すことも可能であるため、認印以外についても精査していくこととする。

次に、署名見直しについて説明する。署名を求めているものは2種類あり、「署名及び押印」及び「署名又は記名押印」である。いずれも署名を求める実質的な意味を精査し、廃止できるかを検討する。現在、市で行っている手続においては、申請書の本人同意欄のように、「署名又は記名押印」のものが多く、押印の種類は認印が多いと想定されるため、押印は廃止し、署名が原則になると考えている。署名の意味についても、押印と同様に本人が書いたことの担保や本人の意思を確認することが主な内容であるため、署名が難しい場合においては、本人確認書類を添付していただくことを想定している。

最後に、今後の流れについて説明する。本日の行財政改革推進本部会議にて狛江市の行政手続等における押印の見直しに関する方針（案）の了承を

いただいた後、庁内に照会し、押印と署名を求めている事務の洗い出しを行う。洗い出された事務について、押印と署名の廃止を検討し、再度、行財政改革推進本部会議にて審議いただきたいと考えている。検討結果に基づき、例規整備が必要なものは、改正を行い、議会や市民へ周知を行った後、見直し結果を反映させた内容で運用を開始いたしたい。

本部長 特に意見等がなければ、行財政改革推進本部会議として了承するという事  
でよろしいか。

( 承 認 )

行財政改革推進本部会議として了承することとし、第 373 回狛江市行財政改革推進本部会議を終了する。